

緑の動脈づくり（仮称） （資料編）

1. EUにおけるエコロジカルネットワークに係る政策
2. オランダの生態系ネットワーク計画の特徴
3. 首都圏の都市環境インフラ整備の推進に際しての課題
4. エコロジカルネットワークの構築に向けた公共事業連携方策
検討調査

（参考）

- 新・生物多様性国家戦略の実施状況の点検結果（第2回）について
- エコロジカルネットワーク形成に資する制度、事業、総括表

EUにおけるエコロジカルネットワークに係る政策

制 度 名	内 容
ヨーロッパの野生生物及び自然なハビタットの保護に関する条約(ベルン条約)	○ 1979 年に欧州委員会 (Council of Europe) において採択された条約で 1982 年 6 月に発効 ○ 野生動植物とそのハビタットの保全を保障するという主要目的に加えて、加盟国間の協力の奨励、渡り鳥を含む絶滅危惧種等に対し特に留意することを求めている ○ 条約の適用をモニターするという責任を有する常任委員会が設置されている
野鳥の保護に関する EC 理事会指令 (野鳥指令 : EC Birds Directive)	○ 1979 年に EC 理事会において採択され、1981 年 4 月に発効 ○ 渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類等について十分な多様性と生息地の保護を行うことを目的に定められた ○ EU 加盟国は、指令に定められた基準に基づき、国内に「特別保護地域 (SPA: Special Protection Areas)」を指定し、これらについて厳重な保護を図ることとしている
自然及び半自然のハビタットと野生動植物の保全に関する EC 理事会指令 (ハビタット指令 : EC Habitat Directive)	○ 1992 年に EC 委員会において採択 ○ 「野鳥指令」の SPA 設置の原則を自然及び半自然の生息地に拡大し、「保全特別地域 (SAC: Special Areas of Conservation)」を指定することを位置付け、「野鳥指令」の特別保護地域と併せて、全ヨーロッパにおいて保護地域が適切に設定されることにより、統一的で緊密な生態系ネットワークを形成することを規定

(出典) 環境庁地球環境部「地球環境キーワード事典」等各種資料より国土交通省国土計画局作成

オランダの生態系ネットワーク計画の特徴

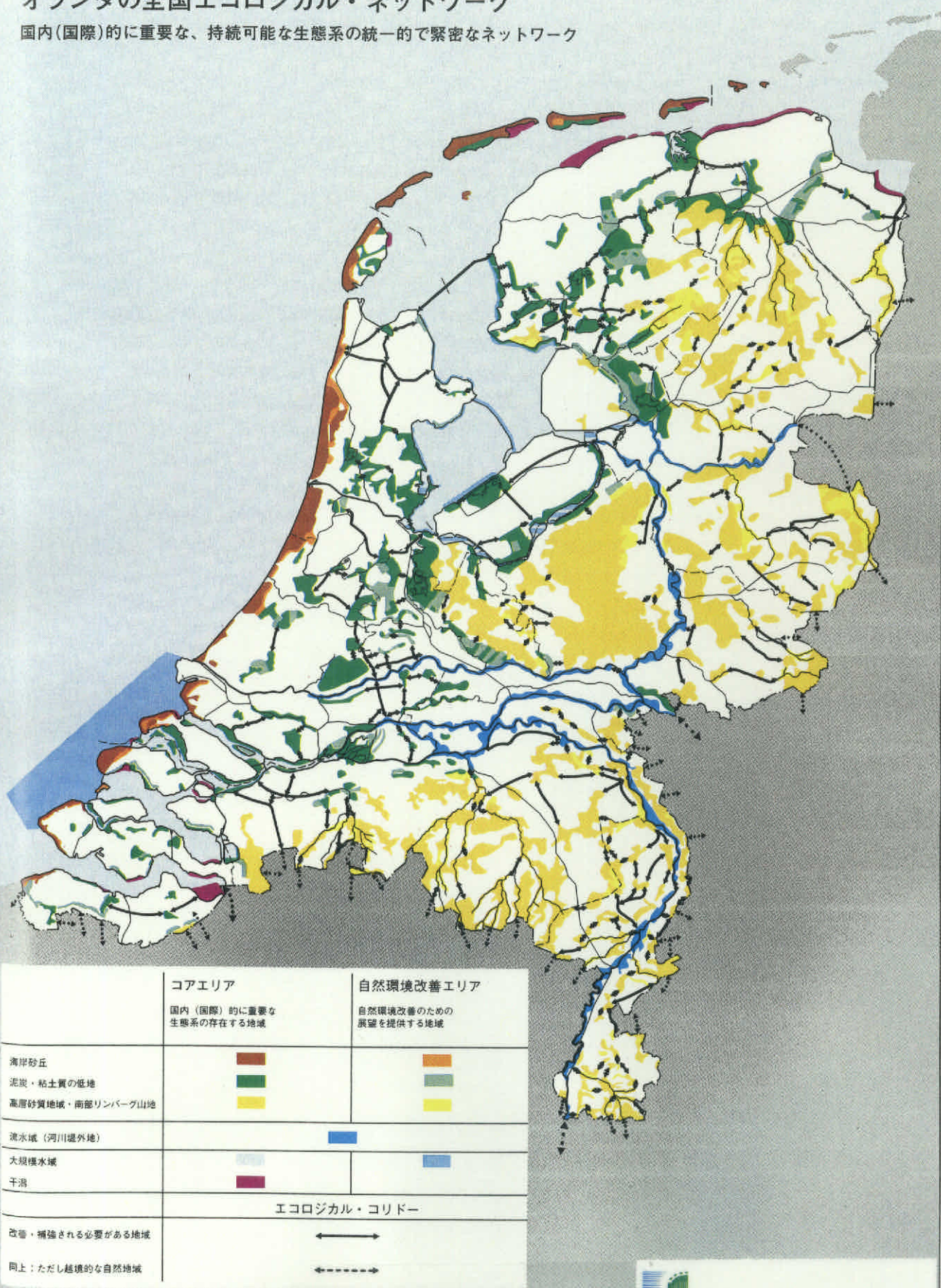
項 目	内 容
1. 景観生態学の応用によって立てられたランドスケープ計画	○計画はおおむね以下のプロセスで作成される ① 計画を立案する上でのベースとなるビオトープ図の作成 ② ネットワークの形成による保全目標種の選定 ③ 目標種の環境要求性、とりわけその生息や移動に必要とされるハビタットのタイプやその面積の把握 ④ 目標種の生息、移動に配慮したコアエリア、自然創出区域、生態的回廊の配置計画 ○ ネットワークが実際に形成されていくことにより、そのモニタリングを通して、生態的インフラストラクチャーが対象種(群)の個体群や生物群集に与える影響を把握することが可能になりつつある ○ モニタリング結果は、計画や施設設計・管理にフィードバックされ、生態系ネットワークや生態的インフラストラクチャーの改善を促す
2. 地図化・定量化された具体性のある計画	○ 計画が明確化されたことによって国民、議会、関係諸機関などの理解が得られ、計画の実現化が進行中 ○ 生態学的検討に基づいた計画を土地利用計画に結びつけ、インフラストラクチャー整備との整合を図るために事業実施のための詳細計画図が作成され、これに従って動物移動路などの生態的インフラストラクチャーの整備計画が立てられている ・既存の道路、鉄道、水路などに対する横断方向での動物の移動障害の軽減や道路沿道空間、河川、水路を利用した縦断方向への生態的回廊の形成が主。生態学的側面から検討された目標種やガイド種の移動ルートや利用するビオトープタイプに関する情報は、特に線状、帯状のインフラストラクチャーに縦断方向・横断方向の動物移動路を折り込む際にその配置と構造の決定に重要な役割を果たしている ○ 地域レベルの生態系ネットワーク計画では、国土生態系ネットワークが明確に上位計画になっており、その一部を担うより詳細な計画としての性格を持っている。このため、計画プロセスの最初に上位計画との整合が検討され、計画の大枠が決定される

3. 生態系ネットワーク計画が、多様な主体の連携により実施されている	○ 計画推進のコーディネーター役は、計画策定部局、すなわち中央政府では農業・自然管理・漁業省が、また、地域レベルでは自然保護・ランドスケープ保全の主幹部局が実施。これらの部局は、生態系ネットワークの整備に関する多くの機関の調整を行うとともに、用地の買収、ネットワークの生態的機能の維持・向上に対する補助金交付などにより実施部門の一部としても機能している ○ 環境NGOも調査への参加や土地の管理や用地の確保などを通して生態系ネットワークの実現に大きな役割を果たしている
---	--

※ランドスケープ体系第5巻、ランドスケープエコロジー(社団法人日本造園学会編、1999)に基づき作成

オランダの全国エコロジカル・ネットワーク

国内(国際)的に重要な、持続可能な生態系の統一的で緊密なネットワーク



エコロジカル・ネットワーク、(財)日本生態学会、1995

首都圏の都市環境インフラ整備の推進に際しての課題

「自然環境の総点検等に関する協議会^(※)」が、自然環境の保全及び水と緑のネットワークの形成を推進することを目的に平成 16 年 3 月にとりまとめた「首都圏の都市環境インフラのグランドデザイン～首都圏に水と緑と生き物の環を～」報告書から課題を抜粋。

項 目	内 容
グランドデザインのフォローアップ	○本グランドデザインでは、首都圏における自然環境の現状を可能な限り網羅的、客観的に把握し、首都圏の都市環境インフラの将来像及びその実現に向けた関係主体の行動方針を示している。本グランドデザインの実現に当たっては、<u>国、地方公共団体のみならず、市民や事業者を含めた多様な主体の連携が必要</u>である。 ○本グランドデザインでは、現時点でのデータや知見の不足から、例えば<u>水と緑のネットワークが果たす温暖化防止機能や局気象調節機能、防災機能の定量的把握、また、市街地や住宅地における街路樹や生け垣等の小規模な自然環境や各々の自然環境の質とその効果などについて、評価や分析が不十分であること等の課題</u>がある。 ○<u>首都圏の自然環境の現況や目標像、施策の効果や達成度の分析を客観的・科学的な指標に基づいて行うために、必要となるデータの収集・整備、調査研究、技術開発等を積極的に行う必要</u>がある。 ○現在、<u>各関係主体が独自に設定している都市環境インフラに関連する目標値について、首都圏における共通の目標像としてわかりやすく示す観点から、自然環境の現状や効果を認識したうえで、関係主体共通の目標値を設定するための検討を行うことが必要</u>である。 ○このため、引き続き自然環境の総点検等に関する協議会等を存続し、都市環境インフラの整備状況や課題への対応等についてフォローアップ等を行うものとする。<u>フォローアップを適切に実施するため、自然環境の保全、再生、創出についての各主体の取組状況や基本目標の達成状況を的確に把握する体制を整備する必要</u>がある。このようなフォローアップの結果、必要が生じたときには本グランドデザインを見直すこととする。

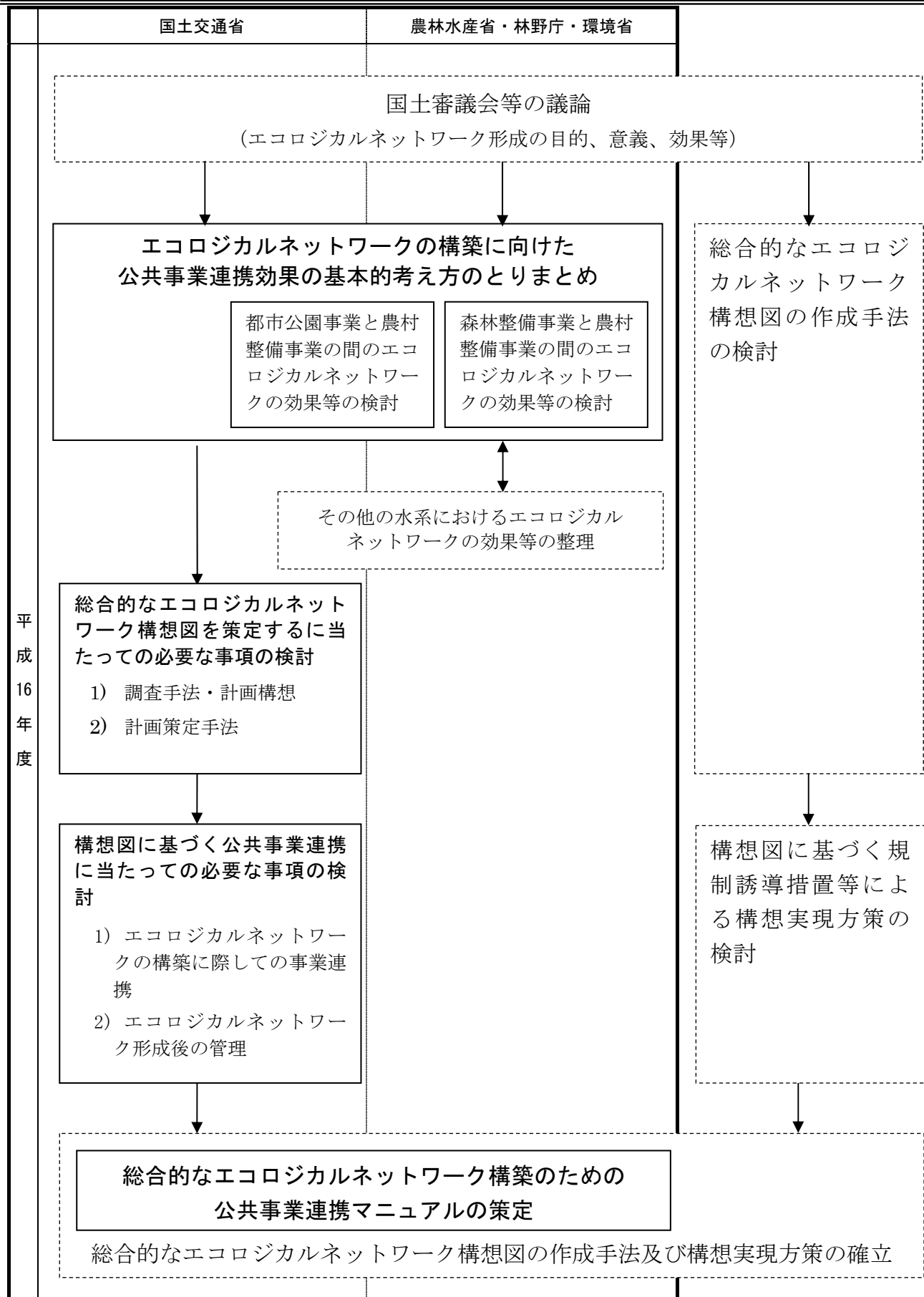
首都圏の自然環境に関するデータベースの整備	○自然環境の保全、再生、創出に当たっては、首都圏における自然環境の現状を網羅的、客観的に把握するとともに、それらを各主体の取組において活用するために、必要に応じて公表する必要がある。しかしながら、現状においては、国の機関や都県市がそれぞれの方法でデータを整備しており、データの汎用的利用に際しては多大な労力を要するものとなっている。また、先に記した自然環境に関するよりの確な現状分析や計画策定を行う上で不足しているデータ分野について、その整備が必要である。その上で、<u>国の機関や都県市等が自然環境に関するデータを都県市の枠にとらわれずに相互に利用できるような、自然環境に関する総合的なデータベースの整備を推進する必要がある。</u> ○さらに、国の機関や都県市のみならず、NPO等の市民団体も自然環境に関する有用なデータを保有していること、また新たなデータの収集における取組主体となることが考えられ、これらの<u>主体間の連携した取組を進めることも必要</u>である。 ○これらのデータベースを活用することにより、自然環境の保全、再生、創出施策とその効果を測定することのできる首都圏環境シミュレーションモデルを構築することを目指す。
多様な主体による都市環境インフラ整備の効果的推進	○首都圏の緑地などの自然環境は趨勢としては減少傾向が続いており、この傾向に歯止めをかけ、さらに自然環境を増やすために都市環境インフラの保全、再生、創出に取り組むには、今後、相当の努力が必要である。その際、行政が行う直接的な緑地の確保等の事業はもちろんであるが、首都圏全域に占める民有地の割合が高いことから、行政以外の主体による緑地の保全や緑化などの努力による寄与が非常に大きいことを認識する必要がある。したがって、<u>今後の緑地の保全、創出などの都市環境インフラ整備の施策展開においては、行政による主体的な取組の推進のみならず、市民や事業者を含めた多様な主体の積極的な取組や参画が本グランドデザインの効果的推進に必要不可欠な要素</u>となる。

(※)自然環境の総点検等に関する協議会：「首都圏再生会議」のもとに設置された協議会のひとつ。七都県市、茨城県、さいたま市により構成。

なお、首都圏再生会議は、都市再生プロジェクトを推進する等首都圏の再生を進めるに当たり必要となる課題を解決するための常設の協議機関。平成13年設置。国と東京圏の七都県市で構成。首脳会議の本部長は内閣総理大臣、副本部長は国土交通大臣、関係大臣、七都県市の知事・市長。

「エコロジカルネットワークの構築に向けた公共事業連携方策検討調査」

4 省庁連携調査（農林水産省、林野庁、国土交通省、環境省、97,896 千円）



新・生物多様性国家戦略の実施状況の点検結果(第2回)について

(抜粋)

新・生物多様性国家戦略(以下「新国家戦略」という)は、平成14年3月27日に地球環境保全に関する関係閣僚会議において決定された。この新国家戦略は政府全体として「自然と共生する社会」を実現することを目的に、自然環境とこれらに関する施策等の全般を論じるとともに、保全だけではなく、広範な分野、領域における持続可能な利用の観点も重視した、自然の保全と再生のトータルプランとして策定されている。

この新国家戦略に基づく施策の着実な推進を図るため、毎年、国家戦略の実施状況を点検することとしている。

第1回目の点検は、平成15年11月にとりまとめられており、中央環境審議会から、

- ① 点検の方法について、関係省庁の取組を十分に反映しつつ、生物多様性上の課題について体系的に点検を行うこと、また、地方自治体、企業、民間団体の取組についても情報を収集し点検することが重要であること、
- ② 関係省庁が実施している環境調査について、連携が図られるよう枠組みの整備が必要なこと、
- ③ 新国家戦略の普及・啓発に努めること、
- ④ 生物多様性の理念について議論を深めること

の指摘がなされている。

平成16年度に実施する点検に当たっては、新国家戦略の施策の進捗状況に加えて、これらの指摘についての対応状況についても点検を行っている。

第2回目の点検については、生物多様性国家戦略省庁連絡会議の担当者会議を平成16年4月12に開催するとともに、関係省庁の自主的な点検に着手し、とりまとめをおこなっている。

なお、表中の進捗状況の記号は以下の意味である。頁は、点検結果資料のまま。

○実施中、△検討中、×未着手

IV 主要テーマ別取扱方針に関する点検結果

新国家戦略では、生物多様性の保全と持続可能な利用に関し、特記すべき主要な個別テーマについて、第3部第1章で示された①保全の強化、②自然再生、③持続可能な利用の3つの基本的方向を踏まえつつ、施策の取扱方針を示しています。これらのテーマ毎に示された施策の取扱方針は、この新国家戦略の計画期間中に、実効性のある具体的施策が展開されるよう示されたものです。

これらの各テーマ毎の進捗状況、今後の課題等は以下の通りです。

1. 重要地域の保全と生態的ネットワーク形成

(1) 重要地域の保全

・利尻礼文サロベツ国立公園の拡張、国指定鳥獣保護区の新規指定(3箇所)、保護林の新規設定(約11万ha)、保安林の計画的指定(約15万ha増)など、保護地域の設定を着実に進めています。
 ・平成16年6月、都市緑地保全法を「都市緑地法」に改正し、新たに緑地保全地域制度が導入されました。

施策の目標	進捗状況	今後の課題
自然公園については、国土における生物多様性保全の骨格的な部分、屋台骨としての役割をより積極的に担っていきます。	平成15年4月より改正された自然公園法が施行されています。今回の改正により新たに創設された特別地域における指定動物の捕獲規制、立ち入り規制地区制度、利用調整地区について指定に向けた検討を進めています。 国立公園では、利尻礼文サロベツ国立公園に隣接する湿原地域2,944haを新たに国立公園に編入し、特別保護地区に指定しました。	指定動物、立ち入り規制地区、利用調整地区に係る検討を進め、必要に応じ指定を図っていくことが重要です。
哺乳類や鳥類の保護繁殖上重要なまとまりのある地域について、自然公園との連携も考慮しつつ、国設(国指定)鳥獣保護区の設定を進め、中核的な生息域を確保していきます。	平成15年には、白神山地、和白干潟、名蔵アンパルの国指定鳥獣保護区の設定を行い、中核的な生息域の確保を推進しました。	今後も、新たな国指定鳥獣保護区の設定を行うことが重要です。
関係省庁の多様な制度を活用して、全国規模から地域規模まで様々な段階における重要な生態系や生物の生息・生育地の保護地域化と保護管理の充実を進めることが重要です。	我が国における世界自然遺産の新たな候補地として、「知床」、「小笠原諸島」、「琉球諸島」の3地域が選定されました。このうち、「知床」については、国の関係機関と北海道が協力して管理計画を策定し、平成16年1月にユネスコ世界遺産センターに推薦書を提出しました。 平成16年6月、都市緑地保全法を「都市緑地法」に改正し、新たに緑地保全地域制度が導入されました。 森林の有する公益的機能の確保のため保安林の計画的指定(全体約920万ha、H14増加約15万ha)とその適切な保全を推進するとともに、国有林における優れた自然環境を有する森林の維持・保全を図るため、平成15年度に新たに15箇所(約3万ha)の保護林を設定しました。	「小笠原諸島」、「琉球諸島」の2地域について、選定にあたって指摘された保護担保措置等の課題について、関係地方公共団体と共に検討を進め条件が整い次第、推薦書の提出を目指します。 「都市緑地法」を活用し、きめ細やかに自然環境の保全を図ることが重要です。 全国森林計画に基づく計画的な保安林の指定の推進及びその適切な保全・管理を推進することが重要です。また、設定した保護林に対して適切な保全対策を実施することが重要です。
地方公共団体による保護地域の指定や保護管理の充実に向けた支援に努めます。	自然環境保全法に基づく都道府県自然環境保全地域が、平成15年度に新たに4地域(約300ha)指定されました。	引き続き地方公共団体による取組の充実に向けた支援に努めることが重要です。

施策の目標	進捗状況	今後の課題
自然環境保全基礎調査等の成果を活用しながら、生物多様性保全上重要な地域を特定する作業を進めるとともに、それらと現状の保護地域との重複関係等を分析し、保護地域の指定や保護管理の充実に活かしていくことも必要です。	平成11年のラムサール条約第7回締約国会議において、平成17年までに条約湿地を倍増することなどが決議されており、わが国においても新規登録に向けて検討を行っているところです。	△ 平成17年までに我が国のラムサール条約湿地数を22カ所以上に増加させる取組を進める必要があります。
保護地域化に加え、生態系の観点から周辺地域も含め、開発、土地利用における環境配慮の徹底や、自然の再生・修復を図るなど、各種手法によって重要地域の保全を強化することが重要です。	保護林の植生回復や防護柵の設置、案内板の整備等を実施しました。 平成15年12月に「農林水産環境施策の基本方針」を取りまとめ、農林水産省が支援する農林水産業は、環境保全を重視するものへ移行することとしました。 環境の保全・再生・創造を国土交通行政の本来的使命として明確に位置付け、あらゆる局面で環境負荷の低減に努める「国土交通行政のグリーン化」を進めるため、その環境政策を総点検し、「国土交通省環境行動計画」を平成16年6月に策定・公表したところです。	○ 今後も適切な保全対策を実施することが重要です。 各基本方針やマニュアルに基づき、環境配慮の徹底を図ることが重要です。

※進捗状況：○実施中、△検討中、×未着手

数値で見る実施状況

指標	戦略改定時	数値	点検時	点検時の数値	増減
原生自然環境保全地域の指定箇所数及び面積	H14.3	5地域 (5,631ha)	H16.3	5地域 (5,631ha)	0
自然環境保全地域の指定箇所数及び面積	H14.3	10地域 (21,593ha)	H16.3	10地域 (21,593ha)	0
都道府県自然環境保全地域の指定箇所数及び面積	H14.3	528地域 (73,864ha)	H16.3	534地域 (76,333ha)	6地域 (2,469ha)
国立公園の指定箇所数、指定面積及び国土面積に対する割合	H14.3	28公園 (2,056,556ha,5.4%)	H16.3	28公園 (2,061,040ha,5.5%)	(4,484ha,0.1%)
国立公園の指定箇所数、指定面積及び国土面積に対する割合	H14.3	55公園 (1,343,255ha,3.6%)	H16.3	55公園 (1,343,882ha,3.6%)	(627ha,0.0%)
都道府県立自然公園の指定箇所数、指定面積及び国土面積に対する割合	H14.3	308公園 (1,961,928ha,5.2%)	H16.3	308公園 (1,962,220ha,5.2%)	(292ha,0.0%)
都道府県立自然公園を指定している都道府県数	H14.3	46	H16.3	46	0
国立公園の指定面積のうち、特別地域に指定されている割合及び面積	H14.3	58.2% (1,196,075ha)	H16.3	58.1% (1,196,833ha)	▲0.1% (758ha)
国立公園の指定面積のうち、特別地域に指定されている割合及び面積	H14.3	88.1% (1,183,553ha)	H16.3	88.1% (1,184,159ha)	0% (606ha)
国立公園の指定面積のうち、特別保護地区に指定されている割合及び面積	H14.3	13.1% (270,307ha)	H16.3	13.3% (273,853ha)	0.2% (3,546ha)
国立公園の指定面積のうち、特別保護地区に指定されている割合及び面積	H14.3	4.9% (66,487ha)	H16.3	4.9% (66,488ha)	0% (1ha)
国立公園の指定面積のうち、海中公園地区に指定されている地区数及び面積	H14.3	33地区 (1,279ha)	H16.3	33地区 (1,279ha)	0
国立公園の指定面積のうち、海中公園地区に指定されている地区数及び面積	H14.3	31地区 (1,385ha)	H15.3	31地区 (1,385ha)	0
都道府県立自然公園の指定面積のうち、特別地域に指定されている割合及び面積	H14.3	35.9% (703,356ha)	H16.3	36.0% (705,495ha)	0.1% (2,139ha)
国有林野のうち保護林が設定された箇所数及び面積	H14.4.1	821箇所 (約55万ha)	H16.4.1	839箇所 (約66万ha)	18箇所 (約11万ha)
森林生態系保護地域の箇所数及び面積	H14.4.1	26箇所 (320千ha)	H16.4.1	27箇所 (401千ha)	1箇所 (81千ha)
森林生物遺伝資源保存林の箇所数及び面積	H14.4.1	12箇所 (36千ha)	H16.4.1	12箇所 (36千ha)	0

指標	戦略改定時	数値	点検時	点検時の数値	増減
林木遺伝資源保存林の箇所数及び面積	H14.4.1	329箇所 (9千ha)	H16.4.1	329箇所 (9千ha)	0
植物群落保護林の箇所数及び面積	H14.4.1	356箇所 (138千ha)	H16.4.1	369箇所 (159千ha)	13箇所 (21千ha)
特定動物生息地保護林の箇所数及び面積	H14.4.1	32箇所 (16千ha)	H16.4.1	34箇所 (19千ha)	2箇所 (3千ha)
特定地理等保護林の箇所数及び面積	H14.4.1	34箇所 (30千ha)	H16.4.1	35箇所 (30千ha)	1箇所 (0ha)
保安林の指定面積(実面積)	H14.3.31	9,052千ha	H15.3.31	9,201千ha	149千ha
国設(指定)鳥獣保護区指定箇所数及び面積	H14.3	54箇所 (494,047ha)	H16.3	59箇所 (513,975ha)	5箇所 (19,928ha)
都道府県設(指定)鳥獣保護区指定箇所数及び面積	H14.3	3,835箇所 (3,085,278ha)	H16.3	3,878箇所 (3,135,827ha)	43箇所 (50,549ha)
緑の基本計画を策定した地方公共団体数	H14.3末	477市町村	H16.3末	628市町村	151市町村
人口50万人以上の大都市のうち緑の基本計画を策定した地方公共団体の割合	H14.3末	90%	H16.3末	93%	3%
首都圏の近郊緑地保全区域の面積	H14.3末	約15,693ha	H16.3末	約15,693ha	0
近畿圏の近郊緑地保全区域の面積	H14.3末	約81,212ha	H16.3末	約81,212ha	0
全国の緑地保全地区の指定箇所数及び面積	H14.3末	282地区 (約1,411ha)	H16.3末	312地区 (約1,721ha)	30地区 (310ha)
全国の市民緑地の指定箇所数及び面積	H14.3末	105地区 (約77ha)	H16.3末	111地区 (約74ha)	6地区 -3ha

(2)生態的ネットワークの形成

・エコロジカルネットワークの効果的な形成を目指し、農林水産省、国土交通省及び環境省が連携して調査を開始することを予定しています。
この調査において、エコロジカルネットワーク計画などの作成にあたって必要なマニュアルを整備するとともに、各種事業が連携するための枠組みづくりと手法の検討を行うことにより、一貫した整備の方針の確保や環境整備・保全の質的向上が図られることが期待されます。

施策の目標	進捗状況	今後の課題
自然環境基盤のポテンシャルを活かしながら、国土の空間特性に応じた生態系の改善、回復を進める中で、地域固有の生物相を支える質の高い生態的ネットワークの形成を進めます。 その際、関係各省の取組を総合的に進めることにより、奥山、里地、里山、都市の生息・生育空間が、道路、河川、海岸等の縦軸・横軸の水と緑によって有機的に連携された状態を創り出していくことが大切です。	林野庁では、国有林において平成15年度は新たに2箇所の緑の回廊を設定しました。 国土交通省では、圏域における緑の骨格軸の形成や都市内の水と緑のネットワーク構築を図る「緑の回廊構想」を推進するため、都市緑地保全法等の一部改正にあわせて、都市公園及び緑地保全事業等の一体的な実施を支援する緑地環境総合支援事業を創設しました。	それぞれの省庁における取組や個別の課題について関係省庁の連携が進められているところですが、今後は、関係省庁の総合的な連携を進め、生物の生息・生育空間が有機的に連携された状態を創り出していくことが重要です。
	農林水産省と国土交通省とが連携し、河川と農業水路間などの身近な水域における魚類等の生息環境改善のための事業連携方策を調査し、方策の「手引き」を作成しました。	
関係省庁、地方公共団体等の多様な主体の連携によるモデル的取組の実施とその検証などを通じて、わが国における生態的ネットワークの計画手法や実施手法の開発を進め、国土、地方圏、都道府県、市町村など様々な空間レベルにおける計画策定や効果的な事業実施に対応できるようにしていきます。	関係省庁等が連携し、地域における各種事業間の連携の枠組みづくりと手法の検討、生態的ネットワーク構想図の作成にあたって必要なマニュアルの作成を目的とした調査を実施することを予定しています。	調査の結果を活用し、関係省庁や地方公共団体等の多様な主体の連携体制を具体的に整備するため、検討を進めることが重要です。

数値で見る実施状況

指標	戦略改定時	数値	点検時	点検時の数値	増減
全国の緑の回廊の箇所数及び面積	H14.4.1	13箇所 (約28万1千ha)	H16.4.1	19箇所 (約39万ha)	6箇所 (約10.9万ha)

2. 里地里山の保全と持続可能な利用

・文化財保護法の一部が改正され、人と自然との関わりの中で作り出された文化的景観の保護を図る手法が盛り込まれ、文化財の観点から里地里山の保全を支援することも可能となりました。
 ・里地里山保全・再生モデル事業(環境省)、田園自然環境保全整備事業(農林水産省)、緑地環境総合支援事業(国土交通省)が平成16年度から実施されることとなっています。

施策の目標	進捗状況	今後の課題
国立・国定公園において、管理が行き届かなくなった里地里山を対象に、国、地元自治体、NPO等と土地所有者とが管理協定を結ぶとともに特別土地保有税の免除などの経済的な奨励措置を講じるなどの施策を具体的に実施しつつ、問題点を整理分析するなどして、里地里山問題に取り組みます。	現在、国立公園及び国定公園ともに各1団体が自然公園法に基づく公園管理団体に指定されており、阿蘇くじゅう国立公園では同団体が土地所有者と風景地保護協定を結び草原管理を行っています。	自然公園法に公園管理団体制度が盛り込まれてから1年で2団体が指定されており、今後も本制度の適用を推進することが重要です。
農村地域においては、農家を含む地域住民の意見を十分聞いた上で、農村地域の環境保全に関するマスタープランを策定し、ため池の保全、生態系に配慮した水路の整備、水辺や樹林地の創出等、農業農村整備事業等により多様な野生生物が生息できる環境との調和への配慮に努めます。	平成16年1月現在、2,436市町村で「田園環境整備マスタープラン」が策定されています。同マスタープランで定めている環境創造区域内において、環境創造施設を774地域で整備しました。 また、平成16年度から田園自然環境保全整備事業により、生態系の保全と調和した、農地や土地改良施設の環境創造型整備等を実施します。	地域住民の参加により、地域が一体となった事業実施や施設の維持管理等の取組を更に進めることが必要です。
里山林では、持続的に利用・整備されるよう、市民の参画を得た森林整備等に対する助成を行うほか、森林の維持管理の育て親を都市住民等から募集し、森林所有者と都市住民等が連携・協力して保全・利用する体制を推進します。	里山林の新たな保全・利用推進事業により、市民の参画を得た森林整備等に対する助成(平成15年度:46地域)を実施しました。 また、平成16年度から森林整備事業、治山事業等による総合的な里山林の再生・整備等を推進します。	里山林を保全・利用する体制を継続的に推進することが重要です。
	NPO等と森林所有者とが結ぶ施策の実施に関する協定について市町村長が認可する制度を創設し、この認可を受けたNPO等を森林整備事業の実施主体として追加するとともに、経験豊かなボランティア団体や上下流の住民等多様な主体の参加による里山林、水源林等の整備を推進しました。	多様な主体の参加による森林の整備を推進することが重要です。
農林水産省と環境省が連携・協力して「田んぼの生きもの調査」の実施を引き続き推進します。	田んぼの生きもの調査を全国2,353地点で実施しました。	調査によって確認された生物の生息環境について今後分析を進め、環境に配慮した農業農村整備事業のあり方を検討することが必要です。
文化庁は農林水産省の協力を得つつ、農林水産業に関連する文化的景観の指定や保護のあり方について検討を進めます。	平成15年6月12日に「農林水産業に関連する文化的景観の保護に関する調査研究」報告がまとめられ、農林水産業に関連する文化的景観の定義や保護のあり方等について提言がされました。文化財保護法の一部を改正し、農林水産業に関連する文化的景観を含む文化的景観を文化財として位置付け、その保護を図ることを盛り込みました。	文化的景観を保護するための施策を進めるとともに、文化財保護法に基づく重要文化的景観の選定を検討することが重要です。

施策の目標	進捗状況	今後の課題
都市近郊の里地里山においては、自然再生事業を、関係省庁や関係自治体が連携・協力し、市民参加も得ながら積極的に実施します。	埼玉県のかみぎ山や、大阪府の神於山において、関係省庁や関係自治体、地域住民等が連携・協力し、自然再生の取組を始めたところです。	○ 自然再生推進法の手法を活用するなど、それぞれの地域において、多様な主体が取り組む順応的な自然再生事業を実施することが重要です。
都市地域の里地里山については、緑地保全地区等の指定拡大や公有地化を推進するとともに、市民緑地制度や管理協定制度を活用し、地方公共団体やNPO法人等の多様な主体による良好な維持管理を推進します。	平成15年度は、三保地区(横浜市)など、16箇所を緑地保全地区に指定しました。また、都市緑地保全法に基づく管理協定制度により、3団体が里山等都市の貴重な緑地において維持管理活動を行っています。 また、都市公園及び緑地保全事業等の一体的な実施を支援する緑地環境総合支援事業を創設しました。	○ 改正された「都市緑地法」の制度活用を促進し、地域住民の健全な生活環境を確保するため適正に保全する必要がある地域の保全を推進することが重要です。
環境省では、市民参加のモデル事業を実施し、あらゆる主体が一体となって里地里山の保全・利用に取り組むための実践的手法や体制、普及啓発・環境学習活動等のあり方について、具体的な検討を進めます。	環境省では、平成16年度から、これまでの里地里山の調査結果を基にモデル地域(全国4箇所)を選定し、地元自治体、住民、NPO、専門家、関係行政機関等と連携して里地里山保全・再生モデル事業を実施しています。	○ 全国各地の様々な主体による里地里山の保全活動をさらに促進するためモデル地域における手法や体制の検討を進めることが重要です。

数値で見る実施状況

数値の意味	戦略改定時	数値	点検時	点検時の数値	増減
エコファーマーの数	H14.3	9,226名	H16.3末	47,766名	38,540名
「田園環境整備マスタープラン」策定市町村数	H14.3	1,191市町村	H16.1	2,436市町村 全国市町村数 3,190 (H15.4現在)	1,245市町村
田園自然環境保全・再生支援事業の実施地区数	H14.3	0地区	H16.3	33地区	33地区
市民農園区画数	H14.3	144,312区画	H15.10	150,555区画	6,243区画
「田んぼの生きもの調査」調査箇所数	H14.3	1,098の農業水路、ため池等	H16.3	2,353の農業水路、ため池等	1,255の農業水路、ため池等
「農業農村環境情報整備調査」による調査対象47地区内のサイト数	H14.3	0地点	H16.3	142地点	142地点
緑の基本計画を策定した地方公共団体数【再掲】	H14.3末	477市町村	H16.3末	628市町村	151市町村
人口50万人以上の大都市のうち緑の基本計画を策定した地方公共団体の割合【再掲】	H14.3末	90%	H16.3末	93%	3%
首都圏の近郊緑地保全区域の面積【再掲】	H14.3末	約15,693ha	H16.3末	約15,693ha	0
近畿圏の近郊緑地保全区域の面積【再掲】	H14.3末	約81,212ha	H16.3末	約81,212ha	0
全国の緑地保全地区の指定箇所数及び面積【再掲】	H14.3末	282地区 (約1,411ha)	H16.3末	312地区 (約1,721ha)	30地区 (310ha)
全国の市民緑地の指定箇所数及び面積【再掲】	H14.3末	105地区 (約77ha)	H16.3末	111地区 (約74ha)	6地区 -3ha

3. 湿原・干潟等湿地の保全

- ・平成15年には、鳥獣の保護上重要な湿地として和白干潟、名蔵アンパルを国指定鳥獣保護区に指定しました。
- ・平成16年7月に、沖縄において、日本サンゴ礁学会等と協力して第10回国際サンゴ礁シンポジウムを開催し、サンゴ礁の保全と再生に向けた「沖縄宣言」を採択しました。また、サンゴ礁保全と持続可能な利用に関する包括的な国際的枠組である国際サンゴ礁イニシアティブ(ICRI)の総会が開催され、平成17年7月から2年間のICRI事務局を、日本とパラオが共同で引き受けることが決定されました。

施策の目標	進捗状況	今後の課題
保護地域化が必要な湿地については保全のための情報を更に収集し、地域の理解を得て鳥獣保護区や自然公園、自然環境保全地域、天然記念物等による保護地域指定や都市公園の設置等による保全を進めます。	平成15年には、鳥獣の保護上重要な湿地として和白干潟、名蔵アンパルの2つの国指定鳥獣保護区の指定を行い、保全を進めました。 国立公園では、利尻礼文サロベツ国立公園に隣接する湿原地域2,944haを新たに国立公園に編入し、特別保護地区等に指定しました。(再掲) 天然記念物については、平成15年度中に1件の追加指定を行ないました。	今後も保全が必要な地域について、情報収集等を行い、国指定鳥獣保護区や天然記念物などの新たな指定等による保全を進めることが重要です。
既に保護地域内に位置する湿地については、必要に応じ、より効果の高い保護対策をとるなど、保全の強化を図ります。	国指定藤前干潟鳥獣保護区において、湿地の理解を深めるために環境教育・学習施設の整備を進めました(平成16年度継続)。また、国指定谷津干潟鳥獣保護区において、異常繁殖したアオサの除去を実施するなど、保護区内の環境の維持管理を図りました。 天然記念物については、今後の指定地の保護対策のために、現況把握、環境整備等について4件、公有地化について3件、補助事業として支援を行いました。	鳥獣保護区に関して、今後も、鳥獣の保護上重要な湿地を中心に、湿地の理解を深めるための環境教育、情報提供のための施設整備や環境の維持・再生のための事業を実施する必要があります。 天然記念物に関して、既指定地の保護を図るため、管理計画策定、環境整備等について、地方公共団体への支援を進める必要があります。
ため池や水路など、人為により維持されてきた湿地は規制的手法だけでなく、経済的な奨励措置や事業配慮など、多様な手法を組み合わせ、地域の合意の下に維持されることが重要であり、そのための検討を行います。	農林水産環境政策の基本方針のなかで「環境保全を重視する農林水産業のための指針の策定」、「補助事業、制度資金における環境保全の重視」を基本方針に位置付けました。 また、平成16年度から田園自然環境保全整備事業が始まります。	環境配慮に関する更なる技術や情報の蓄積や技術者の育成、地域住民の参加を行う新たな体制の確立等に努める必要があります。
国境を越えた長距離の移動・回遊を行いつつ湿地を利用する水鳥類やウミガメ類のために、わが国に残されている浅海域の湿地を減少・劣化させないよう保全するとともに、失われた湿地の再生・修復に努めます。	渡り鳥の中継地等として重要な湿地である和白干潟、名蔵アンパルについて国指定鳥獣保護区に指定しました。また、既に指定されている国指定鳥獣保護区においてアオサの除去作業などの環境維持、管理の事業を行いました。(再掲) また、ウミガメの産卵地となる海浜については、自然公園法に基づく乗り入れ規制地域等に指定し、産卵地の保全を図っています。	渡り鳥の保護上重要な湿地として今後も、新たな国指定鳥獣保護区等保護地区の指定を進めることが重要です。また、今後も、鳥獣保護区等の保護管理として、環境の維持・再生のための事業を実施する必要があります。
日本、オーストラリア及び国際湿地保全連合により策定されたアジア太平洋地域渡り性水鳥保全戦略に基づき、渡来湿地ネットワーク活動を支援し、国際的取組の推進を図ります。	重要生息地ネットワーク(アジア太平洋地域参加地延べ8箇所)の活動支援を行い、シギ・チドリ類重要生息地ネットワークへ大阪南港野鳥園が参加しました。	アジア太平洋地域渡り性水鳥保全戦略の推進支援を行い、重要生息地ネットワークの拡大を図る必要があります。

施策の目標	進捗状況	今後の課題
ウミガメ類については、生態解明の調査を実施するなど、保全のための基礎的資料の充実が必要です。	採餌や回遊等の生態が明らかでないウミガメ類について、人工衛星による行動追跡調査を実施しました。 また、重要生態系監視地域モニタリング推進事業(モニタリングサイト1000)においてウミガメ類の調査を実施するための検討を行いました。	ウミガメ類の保全のため、より一層の知見の充実を図り、広域的・国際的な視点から生息地の保全策を講じることが必要です。今後、モニタリングサイト1000において、ウミガメ類の調査を実施します。
生物多様性保全上重要な干潟及び藻場において生物相を把握するための調査を開始し、モニタリングを実施します。	全国の干潟及び藻場の調査を、自然環境保全基礎調査の「浅海域生態系調査」として実施しています。	環境省が選定した重要湿地500のうち干潟145箇所、藻場129箇所を対象に全国調査を引き続き実施します。
関係省庁の連携の強化などにより、各地域の沿岸域の生物相に関する情報の充実に取り組みます。	有明海・八代海における海域環境調査、東京湾における水質等のモニタリング、海洋短波レーダーを活用した生物調査、水産資源に関する調査及び研究や海域環境情報提供システムの運用などを行っています。また、地球環境研究総合推進費において、「サンゴ礁生物多様性保全地域の選定に関する研究」(平成15-17年度)を実施しています。	関係省庁の連携等沿岸域の生物相に関する情報の充実に取り組むことが重要です。
岩礁や砂浜などの生態系についても、情報の収集整備を進め、保全のための基礎的データを蓄積する必要があります。	砂浜を中心とする海浜部の生物の生息・生育状況の実態を把握し、あわせて生物の生息・生育基盤環境に関する情報を取得するための「海辺の生物国勢調査」を平成15年度より実施しています。	今後は、「海辺の生物国勢調査」の簡便な手法を開発し、より円滑な調査の推進を検討していきます。

数値で見る実施状況

数値の意味	戦略改定時	数値	点検時	点検時の数値	増減
ラムサール条約登録湿地	H14.3	11箇所 (83,725ha)	H16.3	13箇所 (84,089ha)	2箇所 (364ha)
国設(指定)鳥獣保護区指定箇所数及び面積【再掲】	H14.3	54箇所 (494,047ha)	H16.3	59箇所 (513,975ha)	5箇所 (19,928ha)
都道府県設(指定)鳥獣保護区指定箇所数及び面積【再掲】	H14.3	3,835箇所 (3,085,278ha)	H16.3	3,882箇所 (3,118,389ha)	47箇所 (33,111ha)

4. 自然の再生・修復

- ・平成15年度は自然再生推進法の本格運用が開始され、国や地方公共団体、民間団体等多様な主体が呼びかけ者となり、同法に基づくものとして全国8箇所(平成16年8月現在)で自然再生協議会が立ち上がりました。
- ・関係行政機関においては、河川、湿原、干潟、藻場、里地、里山、森林等122箇所(平成16年3月現在)で自然再生のための調査や事業を実施しています。

施策の目標	進捗状況	今後の課題
自然再生事業では、土木工学その他の応用工学的な技術や理論を基礎とし、事前の調査及び事業着手後のモニタリングにより、柔軟で慎重な取組を行う。 また、事業の実施に当たっては、間伐材や粗朶などの地域の自然資源や伝統的な手法の活用、労働集約的な作業など、きめ細かい丁寧な手法で進める必要があります。	国が行っている自然再生事業においては、事前調査の実施、事業着手後のモニタリング計画の作成等を行っています。	自然再生事業の取組が始まってから2年が過ぎたところであり、各地の取組も始まったばかりと言えますが、柔軟かつ丁寧な事業を実施していくことが重要です。

施策の目標	進捗状況	今後の課題
地域特性に応じて経験と実績を積み重ね、自然再生に関する知見を集約し、技術的向上を図るとともに、その普及を進めます。	関係行政機関では、補助事業も含め、河川、湿原、干潟、藻場、里地、里山、森林等あわせて122箇所(平成16年3月現在)で自然再生のための調査や事業を実施しています。自然再生事業においては、地域の特性を踏まえ、各種調査を実施し、知見の蓄積に努めています。 産官学それぞれあるいは連携して技術の向上、知見の集約に向けた取り組みが活発化しています。	△ 今後も、自然の再生・修復について積極的取組を推進するとともに、蓄積した知見や収集した事例について広く公表し、自然再生について普及を推進することが重要です。
自然再生を効果的・効率的に推進するための関係各省の連携体制の一層の強化が必要です。そのための法制度の検討も重要な検討課題です。	10月には法に基づき、関係行政機関の自然再生推進会議と、自然環境に関して専門的知識を有する者の自然再生専門家会議を開催しました。また、自然再生の総合的、効果的かつ効率的な推進を図るために関係省庁の窓口ネットワークを設置する等、連絡調整を実施しています。	○ 引き続き、関係各省間の円滑な連絡調整を実施していくことが重要です。
多様な主体の参画のためのさまざまな仕組みの活用が重要です。	平成15年度は、自然再生推進法に基づくものとして自然再生協議会が全国で4箇所立ち上がり、その立ち上げにあたっては、委員の公募等多様な主体の参加の機会が示されました。	○ 今後も、自然再生推進法の仕組み等多様な主体の参画のためのさまざまな仕組みの活用を推進します。
	NPO等と森林所有者とが結ぶ施業の実施に関する協定について市町村長が認可する制度を創設し、この認可を受けたNPO等を森林整備事業の実施主体として追加するとともに、経験豊かなボランティア団体や上下流の住民等多様な主体の参加による里山林、水源林等の整備を推進しました。(再掲)	○ 多様な主体の参加による森林の整備を推進することが重要です。
生態系の現況、過去の自然の状況、地域の産業動向といった科学的及び社会的な情報を地域の関係者が共有した上で、社会的な合意を図りながら目標設定を行うことが重要です。	地域の多様な主体が参加している自然再生協議会において議論を重ね、目標設定への合意形成を図ろうとしています。	○ 地域の特性に応じた情報提供のあり方、合意形成の進め方について検討を行うことが重要です。

数値で見る実施状況

数値の意味	戦略改定時	数値	点検時	点検時の数値	増減
自然再生推進法に基づく自然再生協議会の設置件数	H14.3	0件	H16.3 (H16.8)	4件 (8件)	4件 (8件)
国が自然再生の調査を実施中の箇所(補助を含む)	H14.3	0箇所	H16.3	47箇所	47箇所
国が自然再生の事業を実施中の箇所(補助を含む)	H14.3	69箇所	H16.3	75箇所	6箇所

エコロジカルネットワーク形成に資する制度、事業 総括表

No	名 称	対象地域	所管行政 (担当行政)	事業主体(施 策の対象者)	エコロジカルネットワーク形成に関する内容	備考
					概要(効果など)	
1	制度「緑の基本計画」制度	各市町村	国交省都市・地域整備局	市町村	市町村単位で、緑地の保全、緑化推進を総合的、計画的に実施するための計画 ・緑地の配置方針で、エコネット形成を例示	
2	制度 緑地保全地区制度	緑地保全地区、近郊緑地保全地区	国交省都市・地域整備局	都道府県市町村	「緑地保全地区」指定による、まとまりある現存緑地の現状凍結的な保全	
3	制度 管理協定制	全国	国交省都市・地域整備局	土地所有者 緑地管理機構	緑地保全地区内の緑地について、協定により、土地所有者に代わって管理することを可能とする制度 ・身近な自然に対し適切な維持管理が可能	
4	制度 市民緑地制度	都市計画区域内(300㎡以上/箇所)	国交省都市・地域整備局	土地所有者 都道府県、市町村	民有緑地を、土地所有者が、市民に公開することを支援・促進するとともに、緑地の保全を推進する制度 ・身近な自然に対し適切な維持管理が可能	
5	制度 緑地管理機構制度	全国	国交省都市・地域整備局	NPO法人等	緑化や保全に関し民間団体や市民による自発的な取り組みを推進	
6	制度 緑地協定制	全国	国交省都市・地域整備局	土地所有者 (関係住民)	一定地域の緑地の保全、緑化の推進に関し、関係住民等が「協定」に基づき自発的に計画的な取り組みを	
7	制度 緑化施設整備計画認定制度	緑の基本計画で指定された緑化重点地区内	国交省都市・地域整備局	都道府県、市町村 土地所有者	・屋上緑化、敷地内緑化等に対する優遇税制の適用 ・緑の基本計画に沿った市街地の緑化の推進	
8	事業 国が定める政策課題に対応した国が個別に補助金を交付する必要がある事業(個別補助事業)	都市計画区域内	国交省都市・地域整備局	都道府県市町村	国の施策を計画的、効率的に実施(自然再生緑地整備事業がその1つ)	
9	事業 都市公園等統合補助事業	都市計画区域内	国交省都市・地域整備局	都道府県市町村	「緑の基本計画」に基づき、市町村の裁量により、中期的な都市公園整備事業を計画的に推進する事業	
10	事業 風致公園(都市公園)	都市計画区域内	国交省都市・地域整備局	都道府県市町村	地域のシンボルとしてまとまりのある緑地、水辺の確保、整備	
11	事業 都市緑地(都市公園)	都市計画区域内(採択条件あり)	国交省都市・地域整備局	都道府県市町村	主として都市の自然的環境の保全、改善、都市景観の向上を図ることを目的とする都市公園事業	
12	事業 都市林(都市公園)	都市計画区域内(採択条件あり)	国交省都市・地域整備局	都道府県市町村	主として動植物の生息・生育地である樹林地等の保全、改善を目的とする都市公園 ・動植物の生息地又は生育地としての適性な保全	
13	事業 緑道(都市公園)	都市計画区域内(採択条件あり)	国交省都市・地域整備局	都道府県市町村	災害時の避難路、都市生活の安全性、快適性確保のための都市公園・緑道 ・連続した緑が形成され、回廊機能が期待される	
14	事業 緑化重点地区総合整備事業(その他の公園事業)	三大都市圏に位置する都市、政令指定都市、県庁所在都市、地方中核都市等(緑の基本計画で指定され)	国交省都市・地域整備局	都道府県政令指定都市市町村	緑の基本計画に基づき、町の顔となる地区のネットワークを形成する公園整備、緑化を総合的に推進する ・一定地区の緑のネットワークを形成	
15	事業 再生資源活用緑地整備事業	都市開発資金貸付対象都市	国交省都市・地域整備局	都道府県市町村	建設残土等建設副産物の計画的有効利用により、都市公園等の整備を推進する事業 ・都市におけるエコネット形成に必要な用地確保、緑地整備が促進される。	
16	事業 特定地区公園(カントリーパーク)	都市計画区域外	国交省都市・地域整備局	町村	・里山里地等中間地域と都市との接点における自然環境の連続性の確保策として有効	
17	事業 古都保存統合補助事業(古都及び緑地保全事業)	歴史的風土保存区域内	国交省都市・地域整備局	府県指定市	・特定の地域が対象ではあるが、一定の区域について、用地確保等によりネットワークの永続性確保が可能	
18	事業 緑地保全等統合補助事業(古都及び緑地保全事業)	緑地保全地区内緑地保全地区指定計画地内近郊緑地保全地区内	国交省都市・地域整備局	都道府県指定市市町村	・緑地保全事業計画に基づき、都市の重要な緑地保全、整備を機動的に推進する事業 ・都市のエコネット形成の重要な部分の整備が促進される	
19	事業 緑地環境整備総合支援事業(都市環境整備費)	三大都市圏に存する都市等緑とオープンスペースの確保が課題とされる都市	国交省都市・地域整備局	都道府県市町村	・地方自治体への一括助成により、「緑の基本計画」に基づくエコネット形成を総合的に支援する事業 ・エコネット形成推進事業そのもの	

No	名 称	対象地域	所管行政 (担当行政)	事業主体(施 策の対象者)	エコロジカルネットワーク形成に関する内容	備考
					概要(効果など)	
20	制度 緑陰道路プロジェクト制度	全国(25地域)	国交省道路局	国 都道府県 市町村	・極力剪定しないことにより緑豊かな街路樹の並木を形成 ・エコネット回廊効果を期待	
21	制度 道路のり面の緑化・植樹	全国の道路	国交省道路局	国 都道府県 市町村	・緑豊かな道路区間の形成 ・回廊機能整備の重要な空間整備	
22	制度 道路緑化の推進	全国の道路	国交省道路局	国 都道府県 市町村	・「緑の回廊」の形成等 ・沿道環境改善 ・良好な景観の形成	
23	事業 エコロードの推進	全国の道路	国交省道路局	国 都道府県 市町村	・自然環境に配慮した道づくり ・生息・生育域分断の回避、復元等	
24	制度 雨水貯留・利用浸透施設 整備促進税制	三大都市圏及び人口3 0万人以上の都市	国交省河川局	民間事業者	・地下水涵養による健全な水循環の構築 ・都市における生態系健全化に貢献	
25	事業 河川環境整備事業	河川区域	国交省河川局	国 都道府県 市町村	・清浄な流水の確保、湿地等の再生 ・基幹回廊としての河川生態系の改善、回復	
26	事業 ダム水環境改善事業	河川区域内	国交省河川局	国 都道府県	・ダム下流の無水区間の解消等、ダム貯水池及びダム 下流の総合的な水環境改善 ・基幹回廊としての河川生態系の改善、回復	
27	事業 ダム貯水池水質改善事業	河川区域内	国交省河川局	国 都道府県	・ダム貯水池の水質保全 ・基幹回廊である河川の水域生態系の維持、回復	
28	事業 都市山麓グリーンベルト 整備事業	急傾斜地	国交省河川局	国 都道府県	・土砂災害の防止、市街地周辺への無秩序な市街化の 防止 ・都市周辺に連続的に広がる緑のビオトープ空間(多様 な動植物の生息生育空間)の創出	
29	事業 多自然型川づくり	河川区域	国交省河川局	国 都道府県	・生物の良好な生息・生育環境の維持、改善 ・川の有する多様な生態系の健全性の維持、保全	
30	事業 エコポートモデル事業 (港湾整備事業)	港湾区域内及び区域 外(一般海域)	国交省港湾局	国 港湾管理者	・「環境と共生する港湾」のモデル整備 ・工事中及び工事後の一定期間のモニタリングを通じて 環境教育や自然とのふれあいの推進	
31	事業 海域環境創造・自然再 生事業	港湾区域外 (一般海域)	国交省港湾局	国	・閉鎖性水域における水質・底質の改善や多様な生 物の生息生育を可能とする海域環境の維持、改善 ・健全な海域生態系の維持、改善	
32	事業 海域環境創造・自然再 生等事業	港湾区域内	国交省港湾局	港湾管理者	・閉鎖性水域の水質・底質等、海域生態系の維持、改善 ・一般市民「憩いの場」として利用促進	
33	事業 緑地等施設(港湾環境 整備事業)	港湾区域内	国交省港湾局	国 港湾管理者	・都市の防災性の向上 ・都市のヒートアイランド現象の緩和や地球温暖化 対策への貢献 ・環境教育や自然とのふれあいの推進 ・都市の緑の骨格として個性の発揮及び郷土の誇りの 創出 ・一般市民「憩いの場」としての利用促進 ・観光振興等地域の活性化への関与	
34	事業 海岸環境整備事業	海岸保全区域内	国交省港湾局	海岸管理者	・高潮、波浪等から海岸を含む国土の保全を図るととも に、環境等に配慮した良好な海岸を創造することで市 民の憩いの場として利用を促進する ・健全な海岸域生態系の維持、改善	
35	事業 ふるさと海岸整備事業 (高潮対策、浸食対 策)	海岸保全区域内	国交省港湾局	海岸管理者	・地域住民に親まれ、海辺とふれあえる美しい景観を もった安全で潤いのある海岸空間の創出。 ・健全な海岸域生態系の維持、改善	
36	事業 エコ・コースト事業	海岸保全区域内	国交省港湾局	海岸管理者	・生態系や自然景観等周辺の自然環境に配慮した海岸 形成の推進 ・陸域と海域の生態系の連続性の維持、改善、保全	

No	名 称		対象地域	所管行政 (担当行政)	事業主体(施 策の対象者)	エコロジカルネットワーク形成に関する内容	備考
						概要(効果など)	
37	制度	田園環境整備 マスタープラン	農業振興地域等	農林水産省農村振興局	市町村	市町村が、地域の合意のもとに作成する、農村地域の環境保全、地域の整備に関する事項を定める基本計画。対象地域を「環境創造区域」（自然と共生する環境を創造する地域）と「環境配慮区域」（工事等にあたり環境への影響緩和を図る区域）のいずれかにゾーニング。 マスタープランは、都道府県や市町村において作成されている環境に関する計画など関連施策との調和に配慮することとしており、例えば、地域においてエコネットに係る基本構想が存在する場合などは、マスタープランに内容を反映。農村地域のエコネット形成の観点からの基本計画策定が期待される。 マスタープランの策定またはこれを踏まえた農業農村整備事業実施に当たっては、地域住民の意見反映や参加(生き物の共生調査等)による合意形成、環境教育や自然とのふれあいの推進が期待される。	
38	事業	田園自然環境保全整備 事業	田園環境整備マスター プランにおける環境創 造区域	農林水産省農村振興局	都道府県 市町村	農村の持つ多様な生態系の機能発揮を目的とする自然再生型整備を実施 ・水田と水路をつなぐ水田魚道などネットワーク形成のための整備が実施可能	
39	事業	田園自然環境保全・再 生支援事業	田園環境整備マスター プランにおける環境創 造区域	農林水産省農村振興局	都道府県 市町村	「環境創造区域」における自然環境保全、再生等に係るソフト面での支援事業 ・地域住民やNPOとの連携、順応的管理等の支援	
40	事業	里地棚田保全整備事業	田園環境整備マスター プランにおける環境創 造区域など	農林水産省農村振興局	都道府県 市町村	棚田保全等を通じてエコロジカルネットワークの形成に貢献 ・生物多様性保全、エコネット基幹回廊の一部として、重要な地域	
41	制度	緑の回廊	国有林	林野庁	国	国有林における「保護林」を核としつつ、これらをつなぐ回廊地域の設定と整備。 国土レベルでのエコネット形成即ち核心地域と基幹的回廊の形成、保全整備。	
42	制度	森林計画制度	全国	林野庁	国 都道府県 市町村	森林と水・土・気候、森林と大気との関係、森林の循環利用林の3つのタイプに区分することにより、重視する機能に応じた森林保全・整備。 ・国土レベルでの重要地域の保全・整備	
43	事業	自然再生整備事業 ふるさと自然再生事業	国立・国定公園 国指定鳥獣保護区 その他地域	環境省	国 都道府県 市町村	対象地域において、失われた自然の積極的な再生を効率的、総合的に推進する事業。 エコロジカルネットワーク要素の保全・再生に寄与。	